

●香川県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年7月27日から同年8月17日まで一般の縦覧に供する。

平成19年7月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 炭所西善通寺線（199号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町吉野下字杉上上所 725番地先から 仲多度郡まんのう町吉野下字杉上上所 643番1地先まで	6.4~16.2	320	平成15年香川県告示第549号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成19年7月30日